

法務省保総第226号
令和元年10月22日

検事総長 殿
検事長 殿
検事正 殿
矯正管区長 殿
刑事施設の長 殿
少年院長 殿
地方更生保護委員会委員長 殿
保護観察所長 殿

法務省刑事局長 小山 太 士（公印省略）

法務省矯正局長 名 執 雅 子（公印省略）

法務省保護局長 今 福 章 二（公印省略）

即位の礼に当たり行う特別恩赦基準の運用について（依命通達）
標記の特別恩赦基準に基づく恩赦事務については、下記事項に留意の上、その処理に遺憾のないように願います。

記

第1 恩赦の対象について

今次特別基準恩赦の基準日は、即位の礼に当たり行う特別恩赦基準（以下「本基準」という。）第2項の定める令和元年10月22日（以下「基準日」という。）であり、基準日の前日までに有罪の裁判が確定している者で、第4項以下に定めるそれぞれの要件に該当するものが恩赦の対象となる。ただし、復権については第5項第2号において、基準日の前日までに略式命令の送達、即決裁判の宣告又は判決の宣告（以下「裁判の宣告等」という。）を受け、令和2年1月21日までにその裁判に係る罪の全部について罰金に処せられ、基準日から令和2年1月21日までにその全部につき執行を終わり又は執行の免除を得た者に関し、特別の定めが設けられている。

第2 出願又は上申について

- 1 本基準においては、本人からの出願を待つて恩赦を行うことを原則としている。出願及び上申の期限は、第3項に定めるとおりである。

なお、令和元年10月22日に公布、施行される「刑の執行の免除の出願に関する臨時特例に関する省令」（令和元年法務省令第39号。以下「特例省令」という。）により、特例省令に該当する者については、恩赦法施行規則（昭和22年司法省令第78号。以下「規則」という。）第6条第1項本文の規定にかかわらず、同項に掲げる期間が経過する前においても、本基準による刑の執行の免除の出願をすることができることとされている。

おって、本基準による恩赦は、即位の礼が行われる令和元年10月22日から実施されるが、同日前に出願した者のうち、規則第6条第1項各号に掲げる期間を経過し、本基準に該当する者については、本基準による出願として取り扱って差し支えない。

- 2 本基準による恩赦は、出願した者に対して行うこととされているが、第3項第4号に定めるとおり、検察官又は保護観察所の長（以下「上申権者」という。）の職権による上申を妨げるものではない。なお、検察官は、第4項の刑の執行の免除の基準の対象となる者であって、同基準に照らして恩赦相当と認められるものについては、職権により上申することを検討するのが相当である。

第3 上申権者について

- 1 刑の執行の免除の上申権者

本基準第4項の刑の執行の免除については、刑事施設被収容者及び保護観察対象者からの出願は考えられないことから、上申権者は、有罪の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官（規則第1条の2第1項第3号。以下「有罪裁判対応検察官」という。）のみとなる。

刑の執行の免除の上申事務の処理に当たっては、複数の刑につきその執行が停止されている者に対する刑の執行の免除の上申は、それぞれの刑について、有罪裁判対応検察官が行うことに留意を要する。また、国際受刑者移送法（平成14年法律第66号）第2条第10号に規定する送出受刑者についても、有罪対応検察官が行うこととなるので留意されたい。

- 2 復権の上申権者

本基準第5項の復権については、罰金の刑のみに処せられた者を対象とすることから、上申権者は、規則第3条第1項第1号及び第2号に基づき、「保護観察に付されたことのある者については、最後にその保護観察をつかさどった保護観察所の長」又は「その他の者については、最後に有罪の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官」となる。保護観察所の長が上申権者となるのは、①ある

者の消滅していない刑のうち最後に言い渡された刑が、罰金刑の保護観察付執行猶予であって、かつ、②遵守事項違反によりその者の執行猶予が取り消され、さらに、③その者が罰金を納付した場合又は罰金支払い未了のまま、その罰金刑の時効の期間が経過した場合（刑法第31条及び第32条）に限られ、その余は有罪裁判対応検察官が上申権者となる。

有罪裁判対応検察官は、上申事務の処理に当たって、2個以上の裁判により複数の罰金に処せられた者で、その有罪裁判対応検察官を異にするものについての復権の上申につき、常時恩赦同様、出願を受けた有罪裁判対応検察官（区検察庁にあっては地方検察庁の検察官）が他の有罪裁判対応検察官（区検察庁にあっては地方検察庁の検察官）の意見を聴取し、これを書面上明らかにした上で一括して行うべきことに留意を要する。

3 検察庁における事務処理

(1) 検察官が行う上申は、恩赦上申事務の重要性に鑑み、最高検察庁の検察官がすべきものについては検事総長、高等検察庁の検察官がすべきものについては検事長、地方検察庁又は区検察庁の検察官がすべきものについては検事正が行うものとされている（恩赦運用通達記の1の(1)）。

ただし、有罪の裁判が地方裁判所支部又は簡易裁判所でなされた案件に係る恩赦の出願の受付又は恩赦に関する照会若しくは相談の対応は、地方検察庁支部又は区検察庁においても行う。そこで、区検察庁で恩赦願書を受理したときは、情状に関する参考資料（恩赦上申事務規程（昭和58年法務省保恩訓第245号。以下「規程」という。）第12条第2項）を提出させた上で、事件記録と共に地方検察庁本庁又は支部に送付し、以後の上申事務については地方検察庁本庁又は支部が行うこととし、必要があれば区検察庁に調査等を行わせる。

(2) 関係者が多数関与した事案に係る出願については、区検察庁において受理されたものをも含め、地方検察庁本庁又は支部において統一的に調査又は上申事務を行うこととなるが、関係庁の緊密な態勢により適切な処理に留意する。

第4 刑の執行の免除について

1 本基準による刑の執行の免除は、平成5年の御結婚恩赦同様に、懲役、禁錮又は罰金に処せられた者が対象とされている。

刑の執行の免除の対象とされている者については、罪の種類の種類は制約はない。

刑の執行の免除は、犯情、本人の性格及び行状、犯罪後の状況、社会の感情等を考慮して、特に刑の執行を免除することが相当であると認められる場合に行われるのであるから、行状が良好であるかどうか、改しゅんの情が顕著であるかどうか、違法行為をするおそれがないかどうか、特に殺傷犯等の事案については犯罪被害者及びその遺族（以下「被害者等」という。）の感情が融和しているかど

うか等を十分調査・検討した上で上申する。

- 2 第4項中の「その他の事由」とは、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第482条に規定する事由のうち、例えば、年齢70歳以上であること、身体に著しい障害があることなどの事由をいう。

「長期にわたり刑の執行が停止され」の「長期」とは、具体的事案によってその期間が異なるが、懲役又は禁錮に処せられた者については通常5年前後を意味する。ただし、具体的には病状、年齢、残刑期等の諸事情を総合して判断すべきである。

「刑の執行が停止されている者」とは、自由刑の執行停止中の者（刑事訴訟法第480条から第482条まで）及び労役場留置の執行停止中の者（刑事訴訟法第505条により準用される第480条から第482条まで）をいう。

「なお長期にわたりその執行に耐えられないと認められる」とは、将来においても刑を執行し得る見込みがほとんどない場合をいう。

第5 復権について

- 1 今次恩赦においては、罰金に処された者を対象とする復権令が行われるものの、刑の執行終了等から基準日の前日までに3年以上を経過している者のみがその対象とされたため、罰金に処せられた者のうち復権令の対象とならないものが本基準による復権の対象となることとなる。

本基準による復権は、罰金刑に処せられた者について、犯情、本人の性格及び行状、犯罪後の状況、社会の感情等を考慮して、特に復権することが相当であると認められる場合について行われるのであるから、これらの点を十分調査・検討した上で上申する。

- 2 第5項第1号の「現に社会生活を営むに当たり障害となっている」とは、刑に処せられたことが本人の就職、結婚のみならず、子女の養育などを含め、広く日常生活を営む上での障害となっている場合をいう。特定の資格制限はもとより、社会生活を営む上での本人の精神的側面も含めた事実上の障害も含む。これらの認定に当たっては、単に本人の申立てのみによることなく、できる限りこれを疎明するに足る資料（本人以外の者からの上申書、嘆願書、証明書等）の提出を求め、これを恩赦上申書に添付するなどして認定の根拠を明らかにする。

第6 犯罪被害者等の心情の配慮について

- 1 被害者等の心情は、平成元年の御大喪恩赦、平成2年の御即位恩赦及び平成5年の御結婚恩赦時の特別基準恩赦においても、もとより、常時恩赦においても、更生保護法（平成19年法律第88号）第90条第1項に基づき行う、本人の行状、社会の感情その他の事項の調査の一環として調査し、配慮しながら恩赦を相当とするか否かの判断がなされてきている。ただ、今般、即位の礼に伴い特別基

準恩赦を行うに際し、平成17年施行の犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）などにに基づき、被害者等の視点に立った施策が政府全体で推進されていることに鑑み、平成元年の御大喪恩赦、平成2年の御即位恩赦及び平成5年の御結婚恩赦時のものとは異なり、これに配慮する旨が注意的に記載されたものである。

- 2 上申権者は、本基準による恩赦の上申について、本項の趣旨を踏まえ行う必要がある。こと、第4項の刑の執行の免除については、罪の種類について制約がないことなどから、本人が被害者等に対し重大な被害を及ぼしている事案も考えられるため、その上申に際しては、被害者等への調査を十分に尽くす必要があることに留意されたい。

第7 その他について

本基準による刑の執行の免除及び復権の要件に該当しない者であっても、事案の内容、犯情等の諸点に鑑み恩赦を行うことが相当である場合には、常時恩赦の対象として考慮される。これらの者については、特例省令は適用されないため、出願については規則第6条の制限があることに留意する必要があるが、職権による上申を妨げるものではない。

第8 事務処理上留意すべき事項について

- 1 既に常時恩赦として上申されている者で、本基準による刑の執行の免除及び復権の要件に該当する者については、基準日以後、本基準により審査されることとなるので、改めて本基準に基づく上申を行う必要はない。
- 2 上申権者は、刑の執行停止中の者から出願を受けた後、恩赦の上申をする前に、当該出願をした者が刑事施設に収容されたときは、その者を収容した刑事施設の長に対し、「恩赦上申事務通知書」（別紙様式1）により、恩赦願書等関係資料を添付して通知する。なお、これを受けた刑事施設の長は、本基準に基づくのではなく、常時恩赦として、恩赦の上申を行うこととなることに留意されたい。
- 3 有罪裁判対応検察官は、刑の執行停止中の者について、刑の執行の免除がなされたときは、本人が最後に収容されていた刑事施設の長に対し、「刑執行停止者の恩赦事項通知書」（別紙様式2）により恩赦事項を通知する。
- 4 有罪裁判対応検察官は、他に当該裁判の執行を指揮すべき検察官がある場合において、刑の執行の免除の上申をしたときは、同検察官に対し、その旨を適宜の書面により通知する。上申の結果が判明したときも同様とする。
- 5 有罪裁判対応検察官は、刑の執行の免除状又は復権状の送付を受けたときは、当該恩赦事項を裁判書原本に付記する。この場合において、裁判書原本が他の検察庁にあるときは、当該検察庁の検察官に対し、「裁判書原本付記嘱託書」（別紙様式3）により、恩赦事項について裁判書原本付記の嘱託をする。

なお、付記すべき裁判書原本が切符原票（犯歴事務規程（昭和59年法務省刑総訓第329号）第9条第1項に掲げるものをいう。）である場合には、恩赦事項通知書（乙）（同規程書式例様式第22号）の送付を受けた本籍地方検察庁（犯歴事務規程第7条第1項第1号に掲げるものをいう。）の検察官は、原本付記検察官から裁判書原本付記の囑託を受けたものとして、事務を行うものとする。

また、恩赦事項を付記すべき裁判書原本が複数あり、その有罪裁判対応検察官を異にするときは、復権状の送付を受けた検察官は、他の有罪裁判対応検察官にその写しを送付するものとする。

- 6 恩赦に係る犯歴事務は、犯歴事務規程第4条、第8条又は第10条に定めるところによる。

ただし、犯歴事務規程別表第1の第1欄中2に対応する同表第2欄中「（復権があつたときは、最後に有罪の裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官）」とあるのは、「（復権があつたときは、中央更生保護審査会から復権状の送付を受けた検察官）」と読み替えるものとする。

- 7 なお、国際受刑者移送法第2条第9号に規定する受入受刑者には恩赦法が適用されないので、本基準の刑の執行の免除の対象となることはない。ただし、国際受刑者移送法第25条第1項の共助刑の執行の免除の対象となり得ることに留意する必要がある。

別紙様式 1

恩 赦 上 申 事 務 通 知 書

令和 年 月 日

刑務所長・少年院長 殿

検察庁
検察官 検事

次の者については、恩赦の出願があり、その上申事務を行っていたところ、今般、貴所に本人を収容したので、恩赦上申事務を処理されたく、恩赦願書等関係書類を添付して通知する。

氏名・性別	男・女
生年月日	年 月 日生
本 籍	
収容前の住所	
罪 名	
有罪の裁判をした裁判所	
裁判の日	
確定の日	
刑 名 刑 期 金 額	
恩赦の種類	
恩赦願書受理 年 月 日	
備 考	

注意 事例に応じて不要の文字を抹消すること。

(用紙 日本産業規格 A4)

別紙様式2

刑執行停止者の恩赦事項通知書

令和 年 月 日

刑務所長・少年院長 殿

検察庁
検察官 検事

次の者は、刑の執行の免除がなされたので、通知する。

氏名・性別	男・女
生年月日	年 月 日生
本籍	
収容前の住所	
罪名	
有罪の裁判をした裁判所	
裁判の日	
確定の日	
刑名 刑期 金額	
恩赦事項	
備考	刑の執行停止の日 年 月 日

注意 事例に応じて不要の文字を抹消すること。

(用紙 日本産業規格 A4)

別紙様式3

裁判所原本付記嘱託書

令和 年 月 日

検察庁
検察官 検事 殿

検察庁
検察官 検事

次の者の恩赦事項を裁判所原本に付記されたく、嘱託する。

氏名・性別	男・女
生年月日	年 月 日生
本籍	
収容前の住所	
罪名	
有罪の裁判をした裁判所	
裁判の日	
確定の日	
刑名 刑期 金額	
恩赦事項	
備考	

注意 事例に応じて不要の文字を抹消すること。

(用紙 日本産業規格 A4)